

小規模工事等契約希望者登録申請のご案内

三浦市が発注する1契約金額が50万円以下の小規模工事（修繕）の受注を希望される方は下記の事項をご確認のうえ、必要書類を作成し提出してください。なお、三浦市競争入札参加資格者名簿と重複して登録することはできませんので、予めご了承ください。

1 登録できる方

登録できる方は、次のすべての要件を満たしている方です。

- (1) 三浦市内に住所がある個人事業者又は市内に本店（本社）がある法人
- (2) 三浦市競争入札参加資格者名簿に登録していない方
- (3) 地方自治法施行令第167条の4に定める欠格事項（契約締結能力がない者、不正行為をした者など）に該当しない方
- (4) 登録を希望される業種に必要な資格や免許等を有している方
- (5) 三浦市税を滞納していない方
- (6) 三浦市暴力団排除条例（平成23年三浦市条例第2号）第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等に該当しない方
- (7) 暴力団員等と密接な関係を有していない方
- (8) 令和6年3月31日現在において、登録を希望される業種の元請けとしての業務実績が1年以上あり、自らその施工ができる方

2 申請書の入手方法

- (1) 三浦市ホームページからダウンロード
- (2) 契約課窓口（三浦市役所第2分館1階）にて配布

3 申請書の提出方法

- (1) 窓口受付
 - ① 受付期間
令和6年2月1日（木）から令和6年2月15日（木）まで
（月曜日から金曜日までの8:30～12:00、13:00～17:15、ただし、閉庁日は、受付できません。）
 - ② 受付場所
三浦市役所第2分館1階 契約課
- (2) 提出書類一覧表

	提出書類	様式区分
1	小規模工事等契約希望者登録申請書	第1号様式
2	商業登記簿謄本（登記事項証明書）（法人の場合のみ必要）	写し可
3	住民票（個人事業者のみ必要）	写し可
4	許可証・資格者証等（業務に必要な場合）	写し可
5	誓約書	別紙

※ 官公庁等が発行する証明書類は、申請日より2ヶ月以内に証明を受けたものとします。なお、**提出書類等が整っていない場合は、受理できませんのでご注意ください。**

個人事業者の「代表者の印鑑証明書又は印鑑登録証明書」は、押印の見直しにともない、前回から不要となりました。

(3) 提出書類の整理

申請書類は、横書き、左とじ（ホッチキス2箇所止め）、A4サイズとし、書類は、「(2) 提出書類一覧表」の番号順にトじて提出してください。

(4) 提出書類の作成

① 小規模工事等契約希望者登録申請書

ア) 「申請区分」の欄は、新規又は継続に○を付けてください。

イ) 「商号又は名称」、「代表者職氏名」、「所在地」については本店に係わる事項を記入してください。また、法人の場合は登記簿に記載されている事項を記入してください。

ウ) 「営業年数」は、創業からの申請日までの経過年数を記入してください。

エ) 「年間工事完成高」は、直近の決算書等から、申請する業種に係わる年間工事完成高を記入してください。

オ) 「従業員数」は、申請日において直接的かつ恒常的に雇用している正規従業員数を記入してください。

カ) 「登録を希望する小規模工事等の種別」は、登録を希望する業種の「登録希望」欄に○を記入してください。また、「小規模工事等の受注状況」欄に業種に係わるこれまでの主な施工実績を記入してください。

② 商業登記簿謄本（登記事項証明書）

法人のみ添付してください。

③ 住民票

個人のみ添付してください。

④ 許可証・資格者証等

業務に必要な許可証・資格者証を有している場合は添付してください。

⑤ 誓約書

三浦市暴力団排除条例に基づく本市の取り組みをご理解いただいたうえで、これを了解したことを誓約していただきます。署名してください。

4 審査結果

申請書を提出した方については、後日、資格審査のうえ、適格と認めた場合のみ本市に登録します。登録の確認については、本市ホームページにて登録名簿（3月下旬公表予定）をご確認ください。（適格と認められない場合のみ申請者に連絡します。）

なお、資格審査の際に市税の納税状況について調査させていただきますので、ご了承ください。

5 登録の有効期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

6 登録者の取扱

登録された内容のうち本店の商号又は名称、代表者職氏名、所在地、電話番号、登録業種について、公表させていただきます。また、この登録は、見積合わせ等への参加や契約を約束するものではありませんので、ご了承ください。

7 登録事項の変更等

登録事項に変更が生じた場合や事業を廃止したときは、速やかに小規模工事等契約希望者登録・廃止届を提出してください。

8 指名停止等

登録名簿に登載された方で、三浦市指名停止等措置要領別表のいずれかに該当する行為を行った場合は指名停止となりますので、ご注意ください。

9 登録の取り消し

登録名簿に登載された方で、次のいずれかに該当した場合は、登録を取り消す場合がありますので、ご注意ください。

- (1) 1（登録できる方）にある要件に該当しなくなった場合
- (2) 経営状況が著しく不良となり、契約を締結することが不相当と認められる場合
- (3) 契約やその営業に関し、不正又は不誠実な行為があった場合

10 請負代金の支払い

施工完了後に実施する検査に合格した後、請求に基づき支払います。また、支払いは請求を受けた日から40日以内となります。なお、前金払いや部分払いはありません。

問合わせ先

三浦市総務部契約課

電話：046-882-1111

内線：211、236、237

E-mail：gyouseikanri0302@city.miura.kanagawa.jp

【参考】

※ 1 地方自治法施行令（抜粋）

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について 3 年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (4) 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (5) 正当な理由がなくして契約を履行しなかつたとき。
 - (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

※ 2 三浦市暴力団排除条例（抜粋）

第 2 条 この条例において、次の各号の掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（略）

(4) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。

(5) 暴力団経営支配法人等 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者をいう。

（略）

第 7 条 市は、公共工事の発注その他契約に関する事務の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人にあっては、その役員が暴力団員等と密接な関係を有するものをいう。）の市が実施する入札への参加制限その他の必要な措置を講ずるものとする。